

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市議会棟議場床改修工事
No	質疑事項	回 答
1	<p>図面No.01『特記仕様書』より。 項目『工事現場管理』で、「作業時間は原則として午前8時より午後6時までとし、日曜、祝日は休業とすること。」という記述に取り消し線が引かれています。 また、項目『追記事項』に「家具撤去搬出作業は閉庁時間内に行うこと。」との記述があります。 床改修作業(下地補修、塩ビシート張替、カーペット張替など)を行う時間帯・曜日に制限はあるのでしょうか。</p>	<p>議場内での作業時間は、原則として午前8時より午後6時までとし、日曜、祝日は休業としますが、施設管理者の指示による、日曜、祝日の作業は可能とします。</p>
2	<p>図面No.01『特記仕様書』より。 項目『追記事項』に「11月18日までに工事完了・引渡を行うこと。」との記述があります。 これは「別途工事」(設備工事等)の新設・復旧作業を除いた、床改修工事の完了・引渡日と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>別途工事を除き、本工事の完了・引渡は11月18日までに行うこととします。</p>
3	<p>図面No.03『平面図』より。 表『家具一覧表』で、『議員・市長席椅子』と『局長席・議長席椅子』のみ、仕様欄に「床固定タイプ」との記述があります。 その他表中の椅子や机は固定されていないと考えてよいでしょうか。</p>	<p>家具一覧表に記載のある以下の机は床固定式とします。 議員席机、理事者席机、操作卓、第1の演壇、第2の演壇、待機席書記机、議場席・局長席机</p>
4	<p>図面No.03『平面図』より。 表『家具一覧表』で、『議員・市長席椅子』の工事内容欄に「撤去跡下地補修を含む」との記述があります。 具体的にどのような(どの程度の)補修が必要になるのでしょうか。</p>	<p>樹脂モルタル塗(厚み5mm)程度とします。</p>